

令和 4 年 3 月 10 日

第 2 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和4年第2回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日(木)午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 204号室

3. 出席委員(農業委員8名 計8名)

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	石松 雄平
委 員	2 番	梅木 美代
	3 番	穴井 英雄
	4 番	飯沼 由彦
	5 番	宮崎 博美
	6 番	佐藤 仲子
	7 番	欠席

4. 欠席委員
穴井千年委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
～番号13 による農地利用集積計画について(利用権貸借)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	宮崎 智幸
事務局職員	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和4年第2回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、4番 飯沼由彦委員、6番 佐藤仲子委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号 議案書の1ページをお開きください。「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求め。令和4年3月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

 議案第1号番号地1です。土地の所在は、大字下城字〇〇、地番が、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の4筆です。地目は全て、登記簿田、現況も田です。面積が4筆合計で3,422㎡です。権利の種別は3条の賃貸借になります。内容としましては新規となります。貸付人と借受人については記載の通りです。申請事由としましては、賃借権を設定し、営農を行うためです。備考欄には賃借料が記載されています。詳しくは別冊資料1の農地法第3条の規定による許可申請書の写しをご覧ください。1ページが貸付人と借受人の住所等が記載されています。それと先ほど

の土地の所在が記載されています。続きまして 3 ページをご覧ください。3 ページが現に所有する農地面積ですけど、現在、借受される方の所有農地はありません。それから 4 ページをご覧ください。4 ページには作付予定面積と、農機具の所有状況が記載されています。作付けの作物は生姜となっています。農機具に関しましては、所有しているものが上の欄に、下の欄には、今後導入予定の計画が記載されています。5 ページの (4) 番には、権利取得者の世帯状況が記載されています。それから 6 ページ 7 ページには周辺地域との関係と、地域との役割分担が記載されています。8 ページをご覧ください。この方が新規に就労したということで、営農計画書を提出して頂いています。それと作付け作物の管理計画と収支計画書が付けてあります。9 ページに期間関係と就労労働力状況等の計画が記載されています。10 ページが位置図になります。弓田の集落の中になります。11 ページが航空写真です。赤く囲った部分になります。12 ページが字図、13 ページから 18 ページまでが登記簿謄本の写しになります。賃貸借に伴う障害となる権利関係はございません。19 ページが現在の農地状況の写真となっています。最後 20 ページに申請内容確認書が付けてあります。要件につきましては、農地効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件、全てクリアしています。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 町外から来ていただいて、非常にいいことだと思います。生姜ということになっていますけど経験はありますか。

事務局 長 一応家庭菜園ということで経験はされているということですが。生姜という品目で事務局としましても心配はしましたが、販路とかは、確保されています。新規という事で 3 回ほど話はさせて頂きました。補足になりますけど、この方は、現在〇〇として働いています。〇〇の期間が終了した時点で本格的に農業を行い、小国に定職するという考えを持っています。

1 番 生姜ということで資料を見ますと収益性もありますので、県事務所とかの協力もいれましてぜひ成功をしてもらいたいと思

います。生姜は漢方薬にもなりますので非常にいいと思います。皆さんと協力し応援をしたいと思います。

7 番 昨年作付けされたのですか。

5 番 昨年作付けされましたが時期が悪くてできなかったようです。でも管理はされていきました。

議 長 それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第 3 議案第 2 号番号 1 から番号 13「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。この議題に関しましては、当事者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員 退室)

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 議案第 2 号です。議案書の 3 ページをお開きください。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」(利用権貸借)農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和 4 年 3 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第 2 号番号 1 です。土地の所在は、大字宮原字〇〇、地番が〇〇、地目は、登記簿田、現況田です。面積は 1,631 m²です。内容としましては新規となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 10 年、使用貸借になります。

続きまして番号 2 土地の所在は、大字北里字〇〇地番が〇〇、地目は、登記簿田、現況田です。土地の面積は 1,635 m²です。

内容としましては再設定となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物、期間は5年、賃借料については記載の通りです。

続きまして番号3、大字西里字〇〇、地番は〇〇から次のページ〇〇までの7筆になります。地目は全て登記簿田、現況田です。面積は7筆合計で5,836㎡です。内容としましては再設定となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年、賃借料については記載の通りです。

続きまして番号4、土地の所在は大字下城字〇〇、地番が〇〇から〇〇の4筆です。地目は全て登記簿田、現況田です。面積は4筆合計で6,838㎡です。内容としましては再設定となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物、期間は5年、賃借料につきましては記載の通りです。

続きまして5ページになります。番号5、土地の所在は大字下城字〇〇、地番が〇〇、地目は、登記簿田、現況田です。面積は1,713㎡です。内容としましては再設定となります。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年、賃借料は記載の通りです。

続きまして番号6、土地の所在は大字下城字〇〇、地番が〇〇と〇〇の2筆です。地目は、登記簿畑、現況畑です。面積は2筆合計で4,076㎡です。内容としましては再設定となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、ほうれん草、期間は2年、賃借料は記載の通りです。

続きまして番号7、土地の所在は大字黒淵字〇〇、地番が〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、3筆共に登記簿田、現況田です。面積は3筆合計で3,183㎡です。内容としましては再設定となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年、賃借料は記載の通りです。

続きまして6ページです。番号8、土地の所在は大字黒淵字〇〇、地番は〇〇、地目は、登記簿田、現況田です。面積は1,046㎡です。内容としましては再設定となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年、賃借料は記載の通りです。

続きまして番号 9、土地の所在は大字黒淵字〇〇、地番が〇〇と字〇〇、同じく字〇〇、地番が〇〇それから字〇〇、地番が〇〇の 4 筆になります。地目は、登記簿田が 3 筆、畑が 1 筆、現況も田んぼが 3 筆、畑が 1 筆です。面積は田 3 筆で 3,408 m²、畑 1 筆 561 m²で、田、畑 4 筆合計面積は 3,969 m²です。内容としましては再設定となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、飼料作物、期間は 5 年、賃借料は記載の通りです。

続きまして 7 ページになります。番号 10、大字黒淵字〇〇、地番が〇〇、地目は、登記簿田、現況田です。面積は 2,504 m²です。内容としましては再設定となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 3 年、賃借料につきましては記載の通りです。

続きまして番地 11、大字宮原字〇〇、地番が〇〇、〇〇、〇〇の 3 筆になります。地目は、登記簿山林、田、雑種地、現況は畑、田、畑になります。面積は田 1 筆 424 m²、畑 2 筆 1,976 m²で田、畑、3 筆合計で 2,400 m²です。内容としましては新規となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、野菜、期間は 5 年、使用貸借になります。

続きまして番号 12、大字宮原字〇〇、地番は〇〇、地目は、登記簿田、現況田です。面積は 2,286 m²です。内容としましては新規となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物、期間は 5 年、賃借料については記載の通りです。

続きまして 8 ページをお開きください。番号 13、大字黒淵字〇〇、地番は〇〇、地目は、登記簿田、現況田です。面積は 1,680 m²です。内容としましては新規となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 5 年、賃借料につきましては記載の通りです。詳細については別冊資料 1 の 21 ページ以降に農用地利用集積計画書が付けてありますのでそれぞれをご覧ください。設定を受ける方の要件、農用地をすべて効率的に耕作する事、農作業常時従事要件等全てクリアできています。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明
について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第2番号1から番号13の原
案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号番号1から番号13の原案につ
いて同意することを決定します。

決定後波多野が〇〇委員を呼びに行く

(〇〇委員 入場)

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第2回総会
を閉会致します。

令和4年第2回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する
ためここに署名する。

6 番

7 番